



大崎町公告第6号

特 定 事 業 の 選 定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、大崎町定住促進住宅整備事業・大崎町文化通住宅2号棟建設(仮称)を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成27年11月11日

大崎町長 東 靖 弘



記

大崎町定住促進住宅整備事業・大崎町文化通住宅2号棟建設(仮称)については、当初の町の計画どおり、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃の収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業をPFI事業として選定する。

以 上